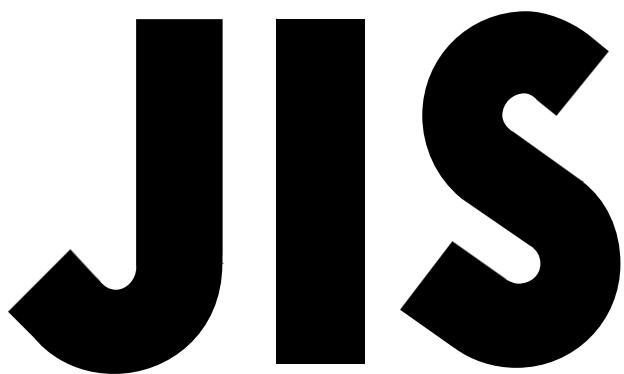




計器用変成器（電力需給用） —
第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1736-2 : 2021

(JEMA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会 社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.4.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 構造	2
4.1 構造一般	2
4.2 合番号票	2
4.3 封印	2
4.4 材料及び構造	2
5 性能	3
5.1 温度上昇	3
5.2 耐電圧	3
5.3 巻線端子間耐電圧	3
5.4 電流特性	3
5.5 電圧特性	3
5.6 周波数特性	4
5.7 比誤差及び位相角の許容差	4
5.8 相互干渉	5
5.9 合成誤差	5
5.10 定格	6
6 試験方法	6
6.1 温度上昇	6
6.2 耐電圧	6
6.3 巻線端子間耐電圧	6
6.4 電流特性	6
6.5 電圧特性	7
6.6 周波数特性	7
6.7 比誤差及び位相角の許容差	7
6.8 相互干渉	7
6.9 合成誤差	7
7 変成器付電気計器検査	8
7.1 公差	8
7.2 公差の検査の方法	10
8 使用中検査	10
8.1 一般	10
8.2 使用中の計器用変成器の構造	10

	ページ
8.3 使用中の計器用変成器の合成誤差	10
8.4 使用中の公差	11
8.5 使用中の合成誤差の検査の方法	12
8.6 使用中の公差の検査の方法	12
9 表記	12
10 対応関係	12
附属書 A (規定) 計器用変成器の使用負担の範囲の決め方	14
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1736-2:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1736 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1736-1 第 1 部：一般仕様

JIS C 1736-2 第 2 部：取引又は証明用

白 紙

計器用変成器（電力需給用） — 第 2 部：取引又は証明用

Instrument transformers for metering service— Part 2: Measuring instruments used in transaction or certification

1 適用範囲

この規格は、取引又は証明における計量に用いる最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計と組み合わせて用いる電力需給用の計器用変成器について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1216-2 電力量計（変成器付計器）—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1263-2 誘導形無効電力量計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1271-2 交流電子式電力量計—精密電力量計及び普通電力量計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1272-2 交流電子式電力量計—超特別精密電力量計及び特別精密電力量計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1273-2 交流電子式無効電力量計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1283-2 最大需要電力計—第 2 部：取引又は証明用

JIS C 1736-1 計器用変成器（電力需給用）—第 1 部：一般仕様

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS C 1736-1** の箇条 3（用語及び定義）による。

3.1

特定計量器

取引又は証明における計量に使用され、又は主に一般消費者の生活で使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令（計量法施行令）で定めた計量器。

3.2

電気計器

特定計量器のうち、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計。それぞれ機械式、誘導形及び電子式がある。

3.3

器差